



第4次 北海道配偶者暴力防止、被害者保護 及び支援等に関する基本計画

— 暴力のない男女平等参画社会の実現をめざして —

概要版



平成31年(2019年)3月

北海道

計画策定の趣旨

暴力は、被害者の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。特に、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、女性に対して配偶者が暴力を加えることは、男女平等参画社会の実現の妨げになるものです。

北海道では、配偶者からの暴力被害者に対する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年3月に基本計画(第1次)を策定(第2次計画：平成21年3月、第3次計画：平成26年7月策定)し、配偶者からの暴力の防止、被害者の保護や自立支援に努めてきました。

本計画は、前回計画策定後の社会情勢の変化や道内の暴力被害の現状等を踏まえ、施策を着実に推進するため、新たな「第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画」として策定しました。

計画で表記する対象者

● 配偶者

本計画では、性別に関わらず、次の者を「配偶者」と表記します。

- 1 配偶者及び元配偶者
- 2 婚姻の届出を出していないいわゆる「事実婚」の関係にある者(事実婚を解消した場合を含む。)
- 3 生活の本拠を共にする交際相手(同性を相手とする交際も含む。)

● 交際相手

本計画では、共同生活を営んでいない交際相手いわゆる「恋人」(同性を相手とする交際も含む。)などを「交際相手」と表記します。

● パートナー

本計画では、配偶者及び交際相手を「パートナー」と表記します。

計画の位置付け

- 配偶者暴力防止法に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する道の基本計画。
- 第3次北海道男女平等参画基本計画に定める「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」に関わる具体的な施策の方向を示す計画。
- 本計画は、道の各機関の相互の連携協力により推進するとともに、他の行政機関、民間団体等へ当該計画への理解と協力を要請。

計画の期間

2019年度から概ね5年間。

